

「松江藩政と家老」

講師：三宅正浩先生（岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授）



今回の講座では、松江藩の家老とはどのような存在であったのかということ、また、家老と藩政との関わりについてお話しいただきました。

一般的に家老とは、大名家家臣団の最上位にあり、世襲が多く、初期には軍制における大将でありました。その後主君の御用を全般に扱う「仕置型家老」へ移り、17世紀半ば頃から家老合議制・家老仕置制など一元的な藩政、いわゆる家老政治が全国諸藩で成立していったとのことでした。

では松江藩ではどうだったのか、『松江市史』史料編近世三および四に掲載された史料を基に解説して頂きました。

まず、松平直政の寛永18年（1641）の2通の書状（史料1の大橋家文書・史料2の乙部家文書）から、江戸と国元にそれぞれ置かれた家老の位置と役割について解説されました。

家老の類型のうち「初期年寄型家老」（近世前期、国元の大橋・堀尾）は「大事」のみを扱い、「初期仕置型家老」（朝日家・棚橋）は「小事」のみを扱う、ということが考えられるとのことでした（大事とは幕府間・隣国間の交渉や領国統治、小事は家政・藩政や日常事）。仕置役が領国統治の実務を担当し、それ以外の家老が相談役となっていることが読みとれます。なお、仕置役は家老からの任命が多いが家老以外からも任命され、その場合は仕置役任命と同時に家老となることが通例であったが、本来の家老とは区別されていたようです。近世前期は必ずしも世襲されるものではなく、個々人の能力によって登用された側面があったようです。

次に寛保元年（1741）の三谷家文書から、家老間の対立を表わす史料を示されました（史料3）。国元の表家老から親類大名の明石藩主松平直常へ「雲州松江表の国風宜しからず」と江戸への出府を願う意見書が提出され、江戸では親類大名と江戸の仕置役が相談し、出府不許可となり、表家老が不満を募らせていった一件です。藩主宗衍幼少の状況下で、表家老たちは後見の親類大名に訴え、藩政に介入しようと模索したが要請は却下されました。近世中期以降の表家老は格式のみで、実権・発言権は低下していたようだ、と解説されました。

宗衍期の延享の改革を経て、宝暦8年（1758）世襲家老の家格が成立し、神谷家・柳多家・大橋家・三谷家・乙部家の5家が家老家とされ、治郷期の御立派の改革を経て安永5年（1776）朝日家が追加となり、6家となっています。

藩政改革を経て、藩政のあり方と家老の位置付けが再検討され、家老家格が形成されました。家老の地位を安定させることは藩政の安定に繋がるという意識があり、家老は藩政の中核にあるべきという建前と、仕置き役中心の実態が接合していったと話されました。